



しぶや青色

平成24年 11月号 第507号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

渋谷税務署・東京税理士会渋谷支部・(社)渋谷青色申告会・東京商工会議所渋谷支部 共催 ～「青色決算説明会・消費税等説明会」の御案内～

<説明事項>

1. 所得税の青色申告決算書の作成及び青色申告特別控除の適用要件（貸借対照表の説明を含む。）について
2. 消費税等の届出に関する手続、課税売上高の判定、課税売上げの区分整理の方法及び申告書の書き方について
3. e-tax（国税電子申告・納税システム）の概要及び利用開始に当たっての手続について
4. その他、所得税の改正事項について

<開催日時・会場等>

開催日時		対象者	会場	
12月10日(月)	13時30分～16時00分	事業所得	渋谷税務署 7階大会議室	渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 JR・東京メトロ 東急・京王 「渋谷駅」下車 徒歩12分 Tel3463-9181
12月11日(火)	9時30分～11時30分	不動産所得		
	13時30分～16時00分	事業所得		

※消費税関係についての説明は、税理士の方に講師をお願いしています。

<その他>

1. 御来場の際には、筆記具を携帯してください
2. 会場では、年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配布いたします
3. 会場には駐車場がありませんので、お車での来場は御遠慮ください

お済みですか？消費税の届出！

◎ 消費税課税事業者について

平成22年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が1,000万円を超える場合は、平成24年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出等が必要になります。また、消費税の事業者免税点制度が改正され、平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成25年分において消費税の課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページを御確認ください。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎ 簡易課税制度選択届出書について

平成23年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額（税抜き））が5,000万円以下の場合は、平成25年分について簡易課税制度を選択することができます。

平成25年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず、平成24年12月31日までに提出してください。

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

**個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、
記帳と帳簿等の保存が必要になります！！**

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ **記帳する内容**

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ **帳簿等の保存**

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」を御覧いただき、記帳の仕方がお分かりにならない方は、渋谷税務署までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 渋谷税務署 個人課税第1部門 電話 03-3463-9181



* 12月の税務相談日 *

～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～

<日 時> 12月19日（水） 午前10時～午後4時（お一人約1時間を予定）

<場 所> （社）渋谷青色申告会館 費用 無 料

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

年払い・半年払いで今年の所得控除に間に合います！



* 小規模企業共済制度のご案内 *

- ★ 小規模企業共済とは・・・ 個人事業主、共同経営者、会社役員の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。
- ★ 共済掛金は・・・ 月額1,000円～70,000円で加入後の変更も可能。
半年払い、年払いOK。
掛金は全額所得控除の対象になります。
- ★ 共済金の受取りは・・・ 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等
一時払いは退職所得控除
分割払いは公的年金の控除の対象です。
- ★ 加入申込、お問合せは・・・(社) 渋谷青色申告会 Tel.3463-7043 大西まで

都税についてのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替^{※2}
- ③ コンビニエンスストア^{※3}

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ

生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ


ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※4}

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 事業税課 個人事業税係 電話 03-3463-4311 (代表)

10月14日(日)秋の日帰りバス旅行 実施

伊豆浮山温泉『坐魚荘』ご昼食とみかん狩り



総勢43名様 ご参加 記念の集合写真



熱海市指定有形文化財



御昼食



お庭拝見



早生のみかん狩り

11月3日(土)・11月4日(日)

第35回渋谷区くみんの広場 ふるさと渋谷フェスティバル 開催

今年は、税務関係団体のテントにて税金クイズを行いました。
クイズにお答えいただいた方にもれなくお花を差し上げました。



祝・区政80周年!



川口会長・イータ君と渋谷税務署三次署長



秋晴れの下、大勢の方がご来場



12月3日(月)より、決算・確定申告指導のご予約受付開始!!

別紙スケジュール表をご覧のうえ、ご都合の良い日時をお申込下さい。
ご予約は1月21日(月)以降となります。

なお、平成24年分の確定申告期限は所得税3月15日(金)、消費税4月1日(月)になります。決算・確定申告のご予約・各種イベントのお申込は事務局まで

★12月事務局では毎週土曜日の午前中就業いたしております。
なお、御用納めは28日(金)。新年は1月5日(土)より就業いたします。

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>